

国立大学法人東京海洋大学社会貢献ポリシー

平成18年5月12日

役員会承認

国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）は、海洋の活用・保全に係る科学技術の向上に資するため海洋を巡る理学的・工学的・農学的・社会科学的・人文科学的諸科学を教授するとともにこれらに係わる諸技術の開発に必要な基礎的・応用的な研究を行うことを理念として掲げている。

本学における社会貢献は、本学が理念を追求する中から生まれる「知」を社会に還元するものであり、その促進を図るために、本学では以下のとおり「社会貢献ポリシー」を定める。

（総論）

- 1 東京海洋大学の教職員は、教育研究に支障をきたさない範囲で、本学の知的資産と学外の資源を融合させ、新たな知の創出とその活用を効率的に行い、人類社会の発展に貢献する。

（産官学の連携）

- 2 本学と企業、公的機関等との連携活動においては、知的財産の適切な保護や、透明性に留意し、社会の発展に寄与する。

（国際社会への貢献）

- 3 本学と諸外国の教育・研究機関等との連携活動においては、相互の信頼関係を構築し、国際社会への発展につながる活動を推進する。

（地域社会への貢献）

- 4 本学と地域社会との連携活動においては、地域社会のニーズに柔軟に対応し、地域社会への活性化につながる活動を推進する。

（学習機会の提供）

- 5 社会連携活動への参加やそれを取り巻く活動環境を通じて、社会貢献への意識高揚を図ると同時に、有為な人材を養成する。

（法令等の遵守）

- 6 社会連携活動に参加する本学の教職員及び学生は、本ポリシーを理解し、誠意をもって行動するものとし、関係法令、本学の諸規則を遵守することにより社会への説明責任を果たす。

以上